

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の対象収入(事業・不動産・山林・給与)が令和2年に比べて3割以上減少すると減免となる制度があります。

【保険税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方
⇒ 保険税を全額免除
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少(*)が見込まれる世帯の方
⇒ 保険税の一部を減額

※保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

- (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- (2) 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- 保険税の減免額**は、**減免対象保険税額** (A×B/C) に**減免割合** (D) をかけた金額です。

減免対象の保険税額 (A×B/C)

- A:世帯の被保険者全員について算定した保険税額
- B:世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C:主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

合計所得金額に応じた減免割合 (D)

- 300万円以下の場合 : 全部(10分の10)
- 400万円以下の場合 : 10分の8
- 550万円以下の場合 : 10分の6
- 750万円以下の場合 : 10分の4
- 1,000万円以下の場合 : 10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、こちらにお問い合わせ下さい。

佐呂間町役場 町民課医療保険係 電話：01587-2-1213

企画財政課町民税係 電話：01587-2-1214

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免の簡易フローチャート

主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症により死亡した、または重篤な傷病を負った

- ◆1 「前年」とは、令和3年度分の保険税では令和2年、令和2年度分の保険税では令和元年度を指します。
- ◆2 国などから各種給付金(持続化給付金等)の支給を受けた場合は、その支給額は収入の計算に含めません。

はい



主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響で、会社都合により離職し、雇用保険の失業給付を受けた(非自発的失業)
※離職時点で 65 歳未満※雇用保険受給者資格証の離職理由「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の方

はい



主たる生計維持者について、給与収入のほかに事業収入、不動産収入、山林収入の減少が見込まれる

いいえ



はい



今回の減免対象外です

※非自発的失業者の軽減申請が可能です。



【収入減少基準】 ①②③すべての条件を満たしている(昨年度と基準は同じです。)

基準① 主たる生計維持者のいずれかの収入が前年◆1 と比べて3割以上減少の見込(給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入) ◆2

基準② 主たる生計維持者の前年◆1 の合計所得金額が 1,000 万円以下

基準③ 主たる生計維持者の減少が見込まれる所得以外の前年◆1 の所得が 400 万円以下

注意:減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額が0円(マイナスを含む)の場合は、減免計算式に当てはめると減免額は0円となり、減免の対象外となります。

はい



申請により保険税が「免除」または「減額」となる可能性があります。

※収入が減少したことを証明する書類等が必要となりますので下記にお問合せください。

残念ながら新型コロナウイルス感染症による保険税の減免はできません。

※納付が困難な場合は、納期限前に下記にご相談ください。



※簡易的な判定であり、これらによらない場合があります。

【問い合わせ先】佐呂間町役場

町民課医療保険係 電話:01587-2-1213

企画財政課町民税係 電話:01587-2-1214